

神奈川県医学部地域枠制度の手引き

（横浜市立大学地域医療枠用）

※ 「神奈川県地域枠」の医師・学生の皆さんは、卒業後、県内の医療機関で勤務することが義務付けられていますが、医療法の改正等に伴い、地域での勤務が義務付けられている期間（義務年限）中の勤務先をよりスムーズに選択できるよう、県において「キャリア形成プログラム」を策定しています。

この冊子は、神奈川県における医学部地域枠制度（うち横浜市立大学地域医療枠のみ）、キャリア形成プログラムについてご案内していますので、熟読していただくとともに、ご不明な点等があれば神奈川県地域医療支援センター事務局（神奈川県医療整備・人材課 人材確保グループ／連絡先は次頁参照）までお問合せください。

※ 義務年限が修了するまで、紛失しないよう大切に保管してください。

氏 名	
-----	--



2024年8月

（2026年9月 一部改訂）

神奈川県地域医療支援センター

（神奈川県 健康医療局 保健医療部 医療整備・人材課 人材確保グループ）

目 次

1. 神奈川県医学部地域枠制度/横浜市立大学地域医療枠のあらまし

(1) 神奈川県医学部地域枠制度について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 横浜市立大学地域医療枠（以下「地域医療枠」）について・・・・・・	1
ア 対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
イ 経緯と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
ウ 履行義務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
エ 届出の義務（大学への届出）・・・・・・・・・・・・・・・・	2

2. キャリア形成プログラムについて

(1) はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2) キャリア形成プログラムの適用対象者・・・・・・・・・・・・	3
(3) キャリア形成プログラム（令和元年度施行）の概要・・・・・・・・	3
ア 対象期間（義務年限）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
イ 基本ローテーションと医療機関・・・・・・・・・・・・・・	3
(4) キャリア形成プログラム（令和元年度施行）適用等の流れ・・・・	4
(5) 取得可能な専門医等の資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(6) 勤務先の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(7) キャリア形成プログラムの特長・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(8) キャリア形成プログラム（令和元年度施行）の一時中断・・・・	6
(9) 法改正等通知以外の国の動きについて・・・・・・・・・・・・	6

【問合せ先・大学卒業後の書類提出先】

神奈川県地域医療支援センター事務局

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

（神奈川県医療整備・人材課人材確保グループ内）

電 話：045-210-4877（直通） F A X：045-210-8858

e-mail：ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/ont/f535143/>

【大学在学中の書類提出先】

横浜市立大学 医学教育推進課

〒236-0004 神奈川県横浜市金沢区福浦3-9

電 話：045-352-7987 F A X：045-787-2767

1. 神奈川県医学部地域枠制度/横浜市立大学地域医療枠のあらまし

(1) 神奈川県医学部地域枠制度について

- 本制度は、神奈川県と、厚生労働省（文部科学省）と調整のうえ、医学部の定員に「地域枠」として設置している制度であり、大学医学部において、卒業後に一定期間、神奈川県内で医師として就業する意思を有する学生を選抜しています。そのため、地域枠医師は将来、神奈川県の地域医療へ大きな役割が期待されています。
- 横浜市立大学には次のとおり2種類の地域枠制度があり、本手引きでは「横浜市立大学地域医療枠」についてご案内しています。
 - ・ 横浜市立大学地域医療枠（修学資金貸与なし・診療科の制限なし）
 - ・ 神奈川県指定診療科枠（修学資金貸与あり・診療科の制限あり）

(2) 横浜市立大学地域医療枠（以下「地域医療枠」）について

ア 対象

- 地域医療枠制度で横浜市立大学に入学した者

イ 経緯と目的

- 地域医療枠については、内閣の閣議決定（緊急医師確保対策：平成20年20人、経済財政改革の基本方針2008：平成21年5人）により、医学部が増員になり、今日（合計25名）にいたります。
- 県内の地域の医療機関の医師確保の安定化に寄与し、県内の医師不足を解消させ、また、県内の地域医療を担う指導的・中核的人材を育成することを目的としています。

ウ 履行義務について

(7) 期間

- 県が作成し、自身が選択したキャリア形成プログラムに従って、大学卒業直後に神奈川県内における臨床研修に2年間、引き続いて県が指定する県内医療機関で臨床研修期間と通算して9年間以上、地域医療に従事する必要があります。

(4) 中断と繰り延べ

- キャリア形成プログラムに基づき中断した期間は繰り延べることができます。具体的な内容については「2. キャリア形成プログラムについて」をご確認ください。

(5) 免除

- 以下の場合、履行義務の全部又は一部が免除となる場合があります。
 - ・ 地域枠の方が、死亡、心身の故障その他特別の事情により県内で従事する能力を失ったと認められるとき。
 - ・ その他、神奈川県医療対策協議会（都道府県協議会）において履行義務の免除（条

件の変更)が認められた(変更後の条件による履行義務が完了した)とき※。

※ 横浜市立大学から神奈川県医療対策協議会に意見提出があり、同協議会の承認を受ける必要があります。

→ 過去の事例：県内の法医学の専攻・従事期間について、県内医療従事期間と取扱うことについて承認

エ 届出の義務(大学への届出)

○ 以下の場合、それぞれ書面による届出が必要です。

内容	様式名	提出時期
地域医療実践に係る勤務先の報告	様式第1 勤務先意向調書	臨床研修修了の 2ヶ月前まで
従事期間の中断の届出	様式第2 継続従事期間中断申請書	
中断中の事由消滅 専門研修又は地域医療実践への従事 の再開の届出	様式第3 継続従事期間再開届出書	
従事期間の免除申請	様式第4 継続従事期間免除申請書	
勤務先等の届出	様式第5 勤務状況届	毎年5月15日まで

2. キャリア形成プログラムについて

(1) はじめに

【キャリア形成プログラムとは】

地域における医師不足や地域偏在の解消と、専門医の取得といった医師能力の開発・向上の両立を図るため、義務年限中におけるキャリア形成について、診療科や就業する地域・医療機関等を示した計画です。

地域医療枠の皆様はキャリア形成プログラムを選択していただく必要があります。

【キャリア形成プログラムの種類と適用（令和8年9月現在）】

- 2種類のキャリア形成プログラムが存在しています。

- ① 令和元年度版
② 令和6年度版



地域医療枠の皆様は、令和元年度施行版が適用となり、19診療領域のいずれかのコースを選択いただきます。

- 県は、本人の希望を最大限尊重しつつ、県内医療の状況、特性（能力、適性）等を総合的に勘定して、キャリア形成プログラムの指定を行います。
- 本手引きでは、「キャリア形成プログラム（令和元年度施行）」について説明します。

(2) キャリア形成プログラムの適用対象者

- 令和2年度以降に、横浜市立大学地域医療枠で入学した地域枠医師
- その他、キャリア形成プログラムに加入を希望する医師

(3) キャリア形成プログラム（令和元年度施行）の概要

ア 対象期間（義務年限）：9年間

イ 基本ローテーションと医療機関（※1、※6）

	年数	ローテーション		内容
①	1-2	特定臨床研修 (※2)	県内に所在する基幹型臨床研修病院が作成した臨床研修プログラムに基づく2年間の臨床研修	○ 医師臨床研修マッチング協議会が定めるマッチングの手続きに従い、大学卒業後、特定臨床研修を実施。
②	3-5	専門研修 (※3)	県内に所在する基幹施設が作成した専門研修プログラムに基づく専門研修	○ 特定臨床研修修了後、県内に所在する基幹施設が作成した専門研修プログラムによる専門研修を実施することが可能。 ○ 専門研修に必要とする期間は専門研修プログラムにより異なる場合あり。
③	6-9	地域医療実践	県内の相対的に医師が不足する地域等での4年間の従事	○ 県内の相対的に医師が不足する地域等に所在する医療機関で従事。(※5)

【キャリア形成プログラム（令和元年度施行）に基づくキャリア形成のイメージ】

年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
ローテーション	①特定臨床研修（※2） (県内の基幹型臨床研修病院が作成するプログラム)		②専門研修（※3）			③地域医療実践			
従事先			県内の基幹施設及び連携施設（※4）			県内の相対的に医師が不足する地域（※5）			

※1 キャリア形成プログラムに加入しても、各ローテーションにおける従事先の医療機関への採用が保証されているわけではないため、別途、病院の採用試験等を受験していただく必要があります。

※2 万が一、やむを得ない事由により県内での特定臨床研修が困難になった場合は、県と協議の上、県外に所在する基幹型臨床研修病院が作成する臨床研修プログラムに基づく臨床研修（以下「県外臨床研修」という。）を認める可能性がありますので、速やかに県及び大学にご相談ください。（県外臨床研修の期間は継続従事期間には算入しません。）

単に、県外臨床研修を希望する場合は、県外臨床研修を行うことは認められません。

※3 キャリア形成プログラムでは、専門医の取得のための専門研修を履修することが認められていますが、必ず専門医の取得が必要ということではなく、ご希望により専門研修を行わずに県内医療機関で従事することも可能です。

※4 専門研修における連携施設は県内に所在する医療機関が原則となります。日本専門医機構が認める専門研修プログラムにおいて、県外の医療機関での研修が求められる場合は、県外での研修を1年を上限として認めますが、その期間は一時中断となり、義務年限に含めず繰り延べるものとします。

※5 キャリア形成プログラム（令和元年度施行）を策定した時点では、県として医師確保の状況を測る指標として「人口10万人あたりの医師数」を活用していました。当該指標では、県全体でも、また、9つある二次医療圏の全てにおいても、全国の数値を下回っており47都道府県で下位の数値であったことから、県内全域を医師不足地域として位置づけ、従事先として認めています。

※6 対象医療機関の一覧は県ホームページで公開していますので、ご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f535143/kyariakeisei.html>

（4）キャリア形成プログラム（令和元年度施行）適用等の流れ

地域医療卒志願時	同意書を提出
大学6年次	・面談又は説明会を実施 → 自身のキャリア形成について検討
特定臨床研修2年目	・キャリア形成プログラムの診療科コースを選択

* キャリア形成プログラムの満了は、履行義務満了のための要件の一つになっています。

(5) 取得可能な専門医等の資格

- 日本専門医機構による専門研修の基本領域の専門医資格（1領域）が取得可能です。
- キャリア形成プログラム（従事要件）から外れない範囲内であれば、ダブルボードやサブスペシャルティの取得も妨げていません。

※ダブルボードとは

…日本専門医機構が定めた19の基本領域の中から、2つの専門医を取得すること

※サブスペシャルティとは

…基本領域専門研修を修了した後に取得できる、同分野のより専門性の高い診療領域のこと

例) 基本領域：内科⇒サブスペシャルティ：循環器内科

(6) 勤務先の決定

- キャリア形成プログラムを選択された方は、それぞれのプログラム上に掲載され、要件をみたした勤務先候補の中から志望先を選択し、志望先の採用試験（面接等）を経て内定を受けていただきます。その後、神奈川県医療対策協議会での協議を経て、内定した医療機関を県で勤務先に指定します。
- なお、プログラムに掲載された医療機関は、地域枠医師の受入を希望する医療機関です。

(7) キャリア形成プログラムの特長

- 義務年限中、特定臨床研修修了後すぐに専門研修（県内基幹施設）を専攻することができます。
- これまで認められていなかった国内・海外留学、大学院進学等についても中断期間として制度的に認められています。（中断期間の上限は次頁の説明をご覧ください。）

(8) キャリア形成プログラム（令和元年度施行）の一時中断

◆ 一時中断の事由及び中断期間について

- 以下の事由に該当する場合は、キャリア形成プログラムに基づく義務年限を一時中断することができます。
- なお、中断事由によって個別性があることから、一時中断の事由が見込まれると判明した場合は、可能な限り速やかに県又は大学までご相談ください。
- ※ 一時中断とした期間は、義務年限に含まず繰り延べるものとします。

	内容	備考	中断期間	
①	災害、疾病、負傷、育児休業、介護休業等やむを得ない場合	産前産後休業（休暇の場合もあり）は、義務年限に算定される。	—	
②	専門研修プログラムに県外の医療機関における研修が含まれており、当該プログラムに研修を行う場合	日本専門医機構が認める専門研修プログラムにおいて、県外の医療機関での研修が求められる場合。	1 年を上限とする	②～④を通算して4年を上限とする。
③	・国内留学 ・海外留学 ・大学院進学		—	【NGのケース】 ②で1年 ③で2年 ④で2年
④	公衆衛生医師として勤務する場合			

※ただし、非常勤医師として県内の医療機関等に従事している場合は、キャリア形成プログラムは中断されず義務年限に算入される可能性がある。

(9) 法改正等通知以外の国の動きについて

- 厚生労働省では、医師届出票、医籍情報を統合したデータベース「医師情報データベース」を作成しています。今後、地域枠の情報（地域枠対象者、義務終了）などが追加されることも想定されています。
- また、臨床研修及び専門研修の募集時に採用医療機関におけるチェックの厳格化はすでに始まっており、臨床研修に関しては、他県の地域枠医師を採用した臨床研修基幹病院に対し国補助金の返還が求められた事例の報告があります。専門研修に関しては、日本専門医機構から、「協議を経てもなお解決が得られず、不同意のまま離脱した場合は、専攻医はその医療機関プログラムの研修は専門研修とは認められず、専攻医を採用した医療機関は、次年度の採用定員を減ずる」とする取扱いが示されています。
- ※ 離脱する場合、都道府県が個別具体的な事由を確認し、不同意の離脱かどうかの判断をします。